

書式第 4 3

【書類名】 意匠登録料納付書（設定補充）  
（【提出日】 令和 年 月 日）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【出願番号】  
【意匠登録出願人】  
【氏名又は名称】  
【納付者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【納付年分】 第 1 年分  
（【登録料の表示】）  
（【予納台帳番号】）  
（【補充金額】）  
【その他】 補充指令書発送日 令和 年 月 日  
-----  
（ 円）

〔備考〕

- 1 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限り）により登録料を補充するときは、「（【登録料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特例法施行規則第 40 条 1 項又は同項及び同条第 2 項の規定により特例法第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【補充金額】）」には補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。意匠法第 42 条第 5 項ただし書及び同法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項又は同項及び同条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【補充金額】」には補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第 42 条第 5 項ただし書及び同法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 1 項又は同項及び同条第 5 項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【補充金額】）」には、

補充すべき登録料又は補充すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を補充したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【補充金額】）」の欄は設けるには及ばない。

2 その他は、意匠法施行規則様式第18の備考と同様とする。

（改訂令和6・1）